

平成31年1月7日

各位

公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 伊藤 彰
(公印省略)

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 白井 聖記
(公印省略)

第1回用地買収問題シリーズ研修会開催のご案内

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会の共催にて、官公署職員の方々が直面する公共用地取得にかかる困難案件の解決方法や登記測量全般に関する「用地買収問題シリーズ研修会」を継続して開催していくこととなりました。

第1回目のテーマは、以下のとおりです。参加をご希望される場合は、別紙回答書を静岡県公共嘱託登記司法書士協会事務局までFAXしていただきますようお願いいたします。

記

- **西部会場** 平成31年2月12日(火) 14:00～16:45
アクトシティ浜松 研修交流センター 401会議室(浜松市中区板屋町111番地の1)
- **東部会場** 平成31年2月19日(火) 14:00～16:45
プラサヴェルデ 402会議室(沼津市大手町一丁目1番4号)
- **中部会場** 平成31年2月26日(火) 14:00～16:45
静岡県司法書士会館 4階司ホール(静岡市駿河区稲川一丁目1番1号)

(参加費無料、3会場とも同じ内容で行います。)

スケジュール

13:30～	開場・受付開始
14:00～15:15（75分）	第1講
15:15～15:30	休憩
15:30～16:45（75分）	第2講

第1講

公図読図の基礎

不動産登記法第14条に掲げる登記所備え付け地図、特に地図が備え付けられるまでの間これに変えて備え付けることができる“地図に準ずる図面”に関しては境界線に問題があるとか、現地と相違するとか、地番が記入されていないとか、公図に関する問題が多く提起されています。公図が境界や各筆の地番については具体的な重要証拠とされていますが、これらの問題に関する証明資料としての有効性の度合の検討とともに、公図は地図の一種であるだけに、公図を「地図」として正しく読むことが必要です。

用地買収の際に必ず問題となる境界には公図の読図が必要となるため、本研修では公図を地図のうちの「主題図」ととらえ、この視点からの視座からみることに主点を置いて解説いたします。

第2講

休眠担保権抹消に関する登記手続き（基礎編）

災害復旧や公共用地買収など様々な分野で、不動産の利活用の障害となっている休眠担保権を抹消するには様々な手続きがあり、どの手続きを選択するかは、実際の休眠担保権を確認の上、慎重に対応する必要があります。

第1回の研修会では、国土交通省が所有者の探索方法と活用できる制度、解決事例等を地方公共団体等向けに策定したガイドラインの中で、休眠担保権の抹消手続きを取り上げます。解散又は清算終了となっている法人が担保権者となり、スポット的に就任した清算人から抹消をおこなう手続きについて、基礎的なものをフローチャートや書式例も用い、登記実務に沿ってわかりやすく解説いたします。

回 答 書

(回答期限：平成31年2月5日、送信票は不要です)

平成 年 月 日

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会 宛

FAX：054-289-3702

出席会場	<input type="checkbox"/> 西部会場 <input type="checkbox"/> 東部会場 <input type="checkbox"/> 中部会場 に出席します。
所属先	
ご連絡先	ご住所 TEL FAX
出席者氏名	役職 　　　　　　　　　ご氏名
	役職 　　　　　　　　　ご氏名
	役職 　　　　　　　　　ご氏名
	役職 　　　　　　　　　ご氏名

質 問 書

質問内容については、講義中に回答いたしますので、物件・当事者等が特定できないような形で、ご提出をお願いいたします。また、今回の研修テーマに関する内容をお願いいたします。

--

お問い合わせ先

一般社団法人 静岡県公共嘱託登記司法書士協会 事務局

TEL：054-289-3700

URL：www.shizuoka-koshoku.com